

地方創生の危機突破・加速化に向けた提言

全国知事会

令和2年6月

国において、これまで打ち出されてきた緊急経済対策には、地方が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）の創設、今回の危機をチャンスに転換するテレワークや遠隔教育、遠隔診療等のリモート化の加速など、全国知事会からの提言が数多く盛り込まれた。さらに、臨時交付金については、国の令和2年度第2次補正予算（案）において2兆円の増額が閣議決定され、私たちは、感染拡大の防止と経済の再生・活性化を図り、地方創生の一層の推進に取り組む決意を改めて強くしたところである。

今後、国におかれては、引き続き感染症の拡大を阻止しながら、緊急経済対策を迅速かつ確実に遂行するとともに、政府の専門家会議で示される分析結果や提言、また今後の新型コロナウイルス感染症の情勢を見極めつつ、地方創生第2期を真に地方にとって実りあるものとされるよう、さらなる対策の強化を求める。

I 直面している危機の突破

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響は、未曾有のものである。これを克服するためには、リーマン・ショック当時の経済対策と比較し、財政措置の規模が下回ることはあってはならない。

一般の感染症拡大が社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識した。この是正を図るためには、社会基盤を整え、国土強靱化に取り組み、地域住民の安全・安心を確保することが大前提になる。さらに、将来の新しい成長の“芽”につなげるため、デジタル・トランスフォーメーションの実現を支える情報通信基盤の早急な整備が必須であることから、ハード・ソフトの両面を広く対象とする必要がある。

そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、全都道府県が、地域の実情に応じた事業を都道府県の判断により実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、今後の経済状況や第二波等による感染状況に応じて、機動的かつ効果的な対応が可能となるよう、時期を逸することなく予備費の充当を含め、さらなる増額を行うこと。

（2）感染拡大の防止と医療提供・検査体制の一層の充実・強化

～「ひと」の命を守り抜く～

（感染拡大防止対策の徹底）

- ・ 人と人との接触を徹底的に低減させる移動自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等の休業要請等に取り組んだ結果、感染者数は減少し、全都道府県において緊急事態宣言が解除されるまでに至った。しかしながら、次の感染拡大の波が、いつ押し寄せるともわからない状況にある。このため、国民の不安を払しょくするため、正確な情報提供を行いつつ、引き続き、感染拡大の防止対策を確実に実施すること。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第2項の対象範囲外の施設に対する同法24条第9項による営業休止など、「必要な協力の要請」に関する都道府県知事の裁量権を拡大するとともに、施設の使用停止等の要請・指示や保健所による疫学調査などの実効性を担保する法的措置を講じること。
- ・ 特措法第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正も含め、早急に実効性を担保する措置を講じること。
- ・ 今回の感染拡大の防止の対応のため講じられた各種特例措置については、恒久化や一定条件下での即発動も視野に入れた対策とすること。

（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の使途の拡大等）

- ・ 地域の感染拡大防止対策や医療提供体制の整備について、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行するために創設されたこの交付金は、使途が限定されており、例えば感染患者入院医療機関や帰国者・接触者外来以外の一般医療機関への医療資材の配布は対象にならないほか、濃厚接触者調査や保健所の体制強化などを行うための人件費や検体を移送するための容器等の医療資材も対象となっていない。また、医療人件費や医療機器等の補助上限額が低く実情にそぐわない設定となっている。

そのため、新型コロナウイルス感染症治療にあたる医療機関はもとより、地域を支える医療機関の経営や医療従事者の生活に支障が生じないよう特段の措置を講じ、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の柔軟な運用を含め、国としても万全の支援を行うこと。

（医療提供体制の強化に向けた支援）

- ・ 特効薬及びワクチンの早急な実用化に向けて、また、今後発生しうる感染症にも備え、恒久的なバックアップ体制を整えるため、基金を創設するなど、大胆な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。
- ・ 感染症については、収束に向かっているものの、今後、感染拡大の第二波、第三波が生じる可能性は十分にあることから、医療提供体制を強化しておくことは喫緊の課題である。検査機器や医療資材の購入はもちろんのこと、経営面に対する支援や医師・看護師の確保、円滑な病床転用、疑似患者を含む感染症患者の救急受入医療機関に対する支援など、地域の実情に応じた医療提供体制の強化に向けた支援を充実すること。また、これまで国が進めてきた医師偏在対策について、今回の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した課題をふまえ、地域で必要な医療の供給量を再検証し、必要な見直しを行うこと。
- ・ 感染症患者に対応する医療従事者は、自身の感染に対する不安や恐怖を感じながら最前線で業務にあたり、また家族を含めて偏見や風評被害にさらされている状況にあることから、医療従事者に対する危険手当や同等の意味合いを持った協力金、ホテル等に滞在せざるを得ない場合の宿泊費助成など医療従事者への応援給付金制度を創設すること。

（検査体制の早急な整備に向けた支援）

- ・ 簡易検査キットの早急な実用化に向けて、大胆な資金投入を行い、国を挙げて支援すること。

- ・ 効果的な感染症拡大防止に向けた、検査試薬の購入、抗体検査をはじめとした検査費用の助成、人員の確保等、検査体制の強化への支援を行うこと。
- ・ PCR 検査体制の強化に向けて、都道府県からの要請に応じ、国の検査機器を活用して速やかに検査を行う支援体制を構築すること。
- ・ 徹底した積極的疫学調査実施のため、接触者にコンタクトして適切な自宅待機・経過観察と検査誘導等を行うための人員体制を大幅増強すること。
また、PCR 検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査に加え、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発していることから、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため、法的措置を設けるなどの改善を図ること。
同時に主要国で導入が進みつつある濃厚接触者追跡アプリの早期導入・普及拡大を含め ICT を最大限活用すること。

(デマの拡散や差別・偏見をなくし、人権を守る対策の徹底)

- ・ 感染症に関するデマの拡散や差別・偏見は、人権侵害であるとともに、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障となるほか、新たに感染や感染の可能性が確認された場合の情報提供・公開の躊躇を招き、感染症拡大防止の妨げにもなることから、断じて分断や軋轢を生むことのないよう、いかなる差別的行為も許さないとする継続的な広報や教育・啓発を実施するとともに、相談窓口の充実及びその周知の強化など、人権を守る対策を講じること。

(在宅勤務による DV リスクへの対応強化等)

- ・ 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等における DV 等の増加が懸念されている中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、保護業務等を行う民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなど DV 被害者に対する保護体制を充実させるとともに、自治体が行う SNS を活用した多様な形態での相談体制等を支援すること。

(医療従事者をめざす学生への支援)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済的影響から、医療従事者をめざす学生が夢をあきらめることのないよう、地域医療を支える医療人材を育成・確保する観点から、奨学金制度の新設や拡充の措置を講じること。

(通学時の感染拡大防止対策への支援と安全・安心な学習機会の提供)

- ・ 通学時の安全・安心を確保するため、電車やバスなど公共交通機関における感染拡大防止対策を支援すること。
学校が再度、臨時休業等となった場合でも児童生徒の学習機会が損なわれることがないように、円滑なオンライン教育に向けた環境整備に対する支援を拡充すること。

(感染症危機管理対策の見直し)

- ・ 安全・安心に暮らせる地域づくりのため、感染症に係る今回の事態を教訓とした感染症危機管理を抜本的に見直すこと。例えば、空港、港湾での検疫体制の強化、クルーズ船も含めた水際対策、検査・医療体制の充実や、主に自然災害を想定して策定されている中小企業や病院などの BCP について、今回のような大規模な感染症にも対応できるものとなるよう、策定促進のための支援を行うこと。

- ・ 今後予想される新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波への対応はもとより、災害、新型感染症の発生等地域の危機事案の発生に際し、最初に対応を迫られるのは住民に身近な地方自治体である。被災地が迅速に対策を講じることができるよう、地方一般財源総額のさらなる充実等、各地方自治体の財政運営の弾力性を高める措置を講じること。
- ・ 今回の新型コロナウイルス感染症の危機管理にあたっては、DMAT（災害派遣医療チーム）に属する医療従事者が、献身的に対応してきた。DMATは、災害時に安全が確保されたエリアで活動することが本来の姿であり、必ずしも感染症に精通した医療従事者で構成されているものではない。DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- ・ 提言した対策を確実に実施するため、その根拠となる法令整備あるいは計画等の策定、国・地方の組織体制の整備を進めること。
また、これらを実現するため、臨時の予算ではなく、地方交付税などの一般財源による恒常的な財政支援を行うこと。

（避難所における感染拡大防止対策）

- ・ 台風や地震などの災害に備え避難所における感染拡大防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒液、パーティションなどの資機材の事前の調達や、換気設備の整備、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する支援を行うこと。

（感染拡大防止に向けた旅館業法を含めた法令の総点検）

- ・ 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合、国民の生命及び健康を保護するため、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止することを目的として、旅館業法に「国内で特措法に基づく緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために必要な場合、宿泊を拒むことができる」といった趣旨の規定を加えること。
- ・ これを機に、特措法と検疫法、道路法をはじめとした他法令との整合性について、法改正も含め、各自治体が感染拡大防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

（3）事業の継続と雇用の維持 ～「しごと」と「まち」を守り抜く～

（緊急経済対策の着実な実行）

- ・ 予備費を活用しながら、緊急経済対策を着実に実行するとともに、対策後には、今回の感染症への対応のように、これまで想定されていなかった事態の発生を見据え、各種特例措置の恒久化や一定条件下での即発動も視野に入れた対策とすること。

（事業の継続への支援と雇用の維持）

- ・ 雇用保険料の引き下げ等の措置を講じるとともに、雇用情勢に鑑み、離職者の雇用機会を緊急に創出する必要がある場合、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、離職者の雇用機会を創出するため、緊急雇用創出事業を実施すること。
また、感染症の影響から生じた雇用の需給のミスマッチの解消に向けて、既に異業種間で進んでいる雇用のマッチングの仕組みをさらに促進し、休業者の雇用機会を創出するための新たなマッチングの仕組み「緊急雇用センター(仮称)」の設置やその支援など、抜本的な経営支援策を講じること。

- ・ 生徒・学生の就職に対する不安解消を図るため、新規学卒者の採用計画の維持や、オンラインでの会社説明会や面接の実施、選考開始時期の柔軟な設定などの手段を用いた継続的な採用活動を企業に要請すること。
- ・ 中止となった前期技能検定について、可能な限り令和 2 年度に実施することとされたため、早急に実施職種（作業）を決定するとともに、新たに「技能向上対策費補助金」の補助対象となった中止に伴う試験会場のキャンセル代や手配済み材料費等の増額経費について、補助金の補助率を 10/10 とすること。
- ・ 第一次産業における技能実習生の渡航制限による労働力不足を補うため、他産業での就業機会が減少していることに鑑みて、第一次産業への雇用労働力の確保対策を行うこと。
- ・ 地域経済を支える中小企業の事業継続にあたっては、経営が軌道に乗らないまま、感染防止対策のための費用を要する厳しい状況に置かれることから、数カ月間程度でなく、長期的に支援するような措置を講じること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」における信用保証料の無料化につながるセーフティネット保証 4 号について、指定期間をさらに延長すること。
- ・ 中小企業等に対する融資（利子補給、保証料補助）について上限額（4,000 万円）の引き上げや無利子期間（3 年間）の延長、信用保証協会への損失補償についても財政措置を行うこと。
- ・ 経営が悪化した企業を対象として、経営者保証を一定の要件下で不要とする信用保証制度や新たに実施される劣後ローンについては、今回の特例措置とするだけでなく恒久的な措置とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の急減に起因する損失によって自己資本が毀損した中小企業に対する資本増強策として、日本政策金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本金ローン）において民間金融機関との協調した取組をより積極的に推進すること。

（雇用調整助成金の拡充等）

- ・ 感染症の拡大による、雇用への打撃は測り知れないものとなるおそれがあり、休業を余儀なくされる中で、事業者が事業再開に向けた体制を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金が確実かつ迅速に利用されることが極めて重要である。
そのため、緊急対応期間中においては、資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。
- ・ 制度に関する問合せが各労働局・ハローワークに殺到しており、事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ることに加え、助成金の円滑な申請手続きを補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など、事業者の雇用の維持に向けた地方公共団体が行う取組に対して、十分な財政措置を講じること。
- ・ 激甚災害時に提供される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置について、今回も適用するとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を図り、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。

(持続化給付金などの迅速な給付)

- ・ 持続化給付金など各種支援策について、給付対象の主な要件である「ひと月の売上が前年同月比 50%以上の減少」について、例えば「30%以上の売上減少が 2 か月継続」とするなどの要件緩和や、複数回の受給を可能とするとともに、この緊急事態に対応するため、従来の手順、手法にとらわれず、大胆な事務の簡素化を図り、真に支援が必要な方々に一刻も早く届くようにすること。特に、電子申請が困難な事業者に対して、郵送による申請も含め、支援の充実・強化を図ること。

(地域企業再起支援事業の要件緩和)

- ・ 地域経済の基盤となる中小企業の再起を促進する地域企業再起支援事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、事業実施主体への事業者負担の義務づけなどの補助要件を緩和すること。

(国内回帰と新たな生産設備投資)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、各自治体が、サプライチェーン対策として行う国内回帰に向けた取組、重要な製品や部素材の国内生産の促進について、税制優遇措置も含め、投資促進制度を構築すること。

(固定費の軽減措置)

- ・ 自社ビル等を持つ事業者にとっても、固定費は大きな負担であることから、家賃の支援制度との公平性に鑑み、固定資産税の令和 2 年度分の徴収猶予の特例及び令和 3 年度分の軽減措置とは別に支援制度を設けること。

(新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえた観光対策)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業など観光関連産業や飲食・サービス業等では減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、当面の事業継続のため及び回復に時間がかかると見込まれる観光産業に特化した継続的な支援を可能とする財政支援制度の創設など、中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策等に努めること。
- ・ 人の移動の自粛により甚大な影響を受けている観光産業を速やかに支援するため、地域の感染症の収束の状況に応じて取り組む、エリアを限定した観光振興などの取組を支援すること。
- ・ 「Go To キャンペーン」の実施時期や内容、地方の施策との有機的な連携策等も含め、地方への誘客促進策をはじめとした今後の経済活動の回復に向けた見通しと戦略を早急に示し、実施すること。また、キャンペーンの実施にあたっては、各都道府県の実情に合った速やかな実施が可能となるよう、各都道府県に十分な事業予算を早期に配分すること。
- ・ 外国人の不安解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国語対応を含めて迅速にわかりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の強化等にも努めること。
- ・ 国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたっては、水際対策の徹底はもとより、国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと。

(地域公共交通への支援)

- ・ 感染症の影響により、住民の移動が制限され、地域鉄道や地方バス路線、離島航路・空路、タクシー等は利用者が大幅に減少する一方で、地域での生活に不可欠であるため、運行数を大きく減らすことができず、一段と深刻な経営状況になっていることから、地域公共交通の維持・存続に向け、感染症の影響に伴う減収分に対する財政支援を早急に講じること。

また、利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため安全運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の拡充及び補助要件の緩和を図ること。

(生産者への支援)

- ・ 地域の崩壊につながりかねない、地方の暮らしを支える第一次産業を支援するため、果実・牛乳、鮮魚等をはじめとする地域農畜水産物の価格低下対策の実施や事業を維持するための生産費（飼料代等）に対する支援を行うこと。

また、露地物に比べて生産コストが高い施設型園芸の事業継続のため、次期作に取り組む際に必要な経費の支援や、イベント自粛による需要の大幅低下により出荷できない花きやつまものなど農畜水産物のネット販売などによる需要創出の支援、ブランド牛の需要拡大を図るため、食肉市場でブランド牛を購入する事業者の購入費用の一部支援を行うこと。

- ・ 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。

また、日本酒の消費減少に伴う酒米を他用途で利用する場合などの価格差支援を行うこと。

(地域における消費喚起)

- ・ 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- ・ 特に高価格帯の農林水産物は百貨店やインバウンドなどの需要が低下していることから、国内での消費拡大に向けた支援や輸出の拡大に向けたプロモーションを行うこと。
- ・ 外出自粛要請により自宅での食事が増加していることから、大手小売事業者への新規販路開拓及びオンライン販売に係る支援、またテイクアウトやデリバリー等の新たな業態転換に係る支援など、事業者の売上確保に少しでも寄与する取組を実施すること。

(芸術文化活動への支援)

- ・ 「新しい生活様式」に沿った感染症対策を踏まえ、座席の間隔を空けて客数を制限することなども求められていることから、施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念される。質の高い活動を維持するためにも、施設の運営費に対する臨時的な財政支援を行うこと。

II 地方創生の再加速化 ～まち・ひと・しごとの未来を切り拓く～

(1) 第2期地方創生を実りあるものとするために

(デジタル・トランスフォーメーションの推進)

- ・ 感染症の危機により、都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点から、テレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため、「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。
感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態（ニューノーマル）」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。
これを働き方改革のチャンスととらえ、テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を推進するため、地方におけるシェアオフィスやコワーキングスペース等の拠点整備に係る補助制度をさらに拡充すること。
- ・ 感染症拡大に伴う生活の変化、行動変容は、未来技術の社会実装を一気に進める契機となる。現在進められている5Gの基地局整備に加え、IoTやビッグデータ、AI、自動運転などSociety 5.0を実現する未来技術及びその実現に必要なインフラや制度が整備され、担い手事業者の発掘、社会受容性の向上につながれば、これらをベースとして、例えば空飛ぶクルマ実現に向けた課題解決の促進にも世界に先駆けてつながることから、これら未来技術の社会実装を強力に進めること。
- ・ 今後、デジタル・トランスフォーメーションを本格的に展開し、地域におけるSociety 5.0の実現に向け、5G基地局やローカル5Gの整備を促進するための光ファイバー網の未整備地域の早期解消については、民間事業者任せにすることなく、国としても責任をもって整備を促進するとともに、5G投資促進税制の拡充、Beyond5Gの円滑な導入を進めること。
- ・ 自治体によっては、学校の臨時休業等に対する児童生徒の学習機会の保障への支援が急務である。また、中長期を見据えて、「ひと」、特に未来を担う子どもたちに着目し、地域における教育環境の整備を地方創生の重要な柱として推進する必要がある。このため、ICTを基盤とした先端技術やそこから得られる教育ビッグデータを効果的に活用し、地域の格差なく全国の全ての児童生徒が新しい時代の学びを享受できるよう、児童生徒一人一台環境に対応した高速かつ大容量な通信ネットワークの整備に必要な支援を今後も継続的に行うこと。
- ・ AIやIoTなどの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、市民生活・都市活動の質の向上など、都市・地域の課題解決を図る「スマートシティ」について、先進・優良事例の全国展開を図るため、必要なインフラ整備等への支援を行うこと。
- ・ アフターコロナのニューノーマルを見据え、スマート自治体の実現に向けて取り組む必要がある。
手続きのオンライン化や業務のデジタル化によって、住民、事業者、市町村にとって便利でスマートな自治体をめざし(Smart Government)、在宅勤務など柔軟な働き方を実現するスマートな働き方を進め(Smart Workstyle)、テクノロジーを活用し、これまで解決できなかった社会課題の解決を加速化する(Smart Solutions)。
自治体が率先して取り組むことで、各地域にも変革の気運を波及させ、地方創生の加速化にもつながることから、自治体のこのような取組を支援していくこと。

(データサイエンス構想の推進)

- ・ 地域、企業、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、データ活用プロジェクト等、データやICTを活用する取組や、このような取組において力を発揮する人材の育成、地方における情報通信産業の育成などを支援すること。

(キャッシュレス化の推進)

- ・ 感染症の影響により、対面での接客や現金による接触型の決済を敬遠し、非接触型のQRコード決済やタッチ決済といったキャッシュレス決済方法が広がりつつある。この機を逃さず、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までの間に引き続きキャッシュレス化を一気に進めること。

(東日本大震災の被災地域における地方創生)

- ・ 東日本大震災の被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に前進しているものの、令和2年3月末現在も約5万人が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされているなど、復興は道半ばである。令和2年度は「復興・創生期間」の最終年度であり、第2期「総合戦略」の期間中に発災から10年間の総仕上げと復興の新たなステージを迎えることになる。「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を1日も早く創造することを改めて明確化すること。
- ・ 設置が閣議決定された復興庁後継組織のあり方については、被災地公共団体や、被災地・被災者の意見を反映し、復興・創生期間後も被災地が復興を成し遂げるのに必要な事業や支援を確実に実施できるよう、政治の責任とリーダーシップを発揮しうるものとする。

(地方創生SDGsの実現)

- ・ 新型コロナウイルス感染症による危機を経験した今、世界の持続可能性を見据えるSDGsの考え方が一層重要となっている。新型コロナウイルス感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそ、SDGsは、地方創生の大きな原動力となる。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしたSDGsの理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、地方創生SDGsに向けた「自律的好循環」を形成することが重要である。このため、引き続き、SDGsの実践が国民的な運動となるよう、国として必要な広報・啓発活動を一層強化していくとともに、自治体SDGsモデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体SDGs推進のための取組への支援を拡充すること。

(生きづらさのない「真に力強い地域共生社会」の実現)

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者に対する差別や偏見、あるいは外出自粛や在宅勤務の増加に伴う家庭内等でのDVや児童虐待の増加が懸念されている。
こうした社会の分断と軋轢は、時にはひとが生きる希望を失わせ、地方創生の障害となる。
地方創生の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人、LGBT など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「真に力強い地域共生社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、時間をかけて寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。

(農林水産業の成長産業化)

- ・ 農林水産業・農山漁村は、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少など様々な課題を抱えている。これを克服し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、スマート農林水産業の推進に向けた ICT・ロボット技術の研究開発やこうした技術の実装、これらを支える生産基盤の強化等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜・水産物などの安定供給体制に必要な農産物・水産物の加工処理施設や冷凍設備の整備、また非接触・非対面など「新たな生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流機能を強化するための ICT 活用による自動化や冷凍設備の増強等、ハード整備を支援すること。

(農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進)

- ・ 農福連携は、農林水産業の担い手確保や障がい者の就労の場の創出にとどまらず、障がい者の生きがいの創出や生活の質の向上等につながるものである。このため、令和元年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、官民挙げて農福連携の定着・拡大に取り組むことができるよう、同ビジョンの実現に向けた省庁横断の推進体制の構築や、国・県・市町村などの意見交換の場の設置、ノウハウ商品の知名度向上、必要な財源の確保と地方への配分を行うこと。

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- ・ 「第4次少子化社会対策大綱」の重点課題等に沿って、結婚支援や出産・子育ての負担軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の対象範囲の拡大や、放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた支援の拡充、病児・病後児保育利用料の国の制度としての負担軽減の実施、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、産後ケア事業への補助対象の拡充、裁量性かつ継続性のある財政支援の実施、不妊治療の保険適用化等の支援の拡充、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成を進めること。特定不妊治療については、感染症の影響による離職、休業等に伴う収入の減少などにより、治療の実施または継続が困難となる夫婦に対し、地方が独自に行う助成制度を支援すること。

あわせて、子育て支援に関わる人材の育成・確保、保育士業務に対する社会的評価の向上やさらなる処遇改善を図り、仕事と子育ての両立支援に資する保育環境の充実を図ること。また、家庭内における子育て等に係る負担の軽減を図りつつ、結婚・子育て世代の男女が、制度的な制約によりライフスタイルの選択が狭められることのないよう、男性の育児休業の取得を促進する仕組みを強化するとともに、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「イクボス」の推進などに取り組みやすい職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(地方創生を担う若い人材の育成・定着)

- ・ 地方創生は、これを担う人材の活躍によって実現されるものであり、地方創生のさらなる推進には「ひと」の創生、特に中長期を見据えた若い世代の人材育成が重要である。
高等学校は、地域社会、行政、企業をつなぐ一つのハブとして地域の人材育成に重要な役割を担っており、高等学校段階で地域の産業・文化等への理解を深めることは地元への定着等にもつながることから、第2期「総合戦略」においては、高等学校について地方創生を担う人材育成の核の一つと位置付け、地域と高校をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援をはじめとした支援・取組を関係省庁が連携して行うこと。
- ・ 感染症の影響で高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、早期から進路相談や企業とのマッチングなどを行う自治体による就職相談体制を支援すること。
- ・ 地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献しており、地域の経済・産業振興を担う人材育成の重要な核であることから、「キラリと光る地方大学づくり」により、地域の新たな産業を切り拓くような若者育成の取組を進めること。加えて、地方へのキャンパス移転やサテライトキャンパス設置を促進する仕組みについて、効果的で実効性のある取組とすること。

(若者の新しい学び・働き方への支援)

- ・ 新型コロナウイルス感染症を機に、「新しい生活様式」の実践の場として、地方での就学・就職を希望する際に、多様な選択ができるよう、地方の大学や専門学校等の時限的な編入枠の拡充や負担軽減を図るための財政支援、地方への転職向けの専用相談窓口の設置をはじめとした、新たなチャレンジへの支援に柔軟に対応できる制度を構築すること。

(地方創生における女性活躍の推進)

- ・ 地域の活力と競争力を高め、持続的に発展していくためには、社会の半分を占める女性が能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備や、男女間の様々な格差の是正、女性の管理職への登用促進など、それぞれの地域において女性も能力を十分に発揮できる仕組みづくりが進むよう、国として必要な支援及び措置を講じること。
- ・ 地域女性活躍推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする女性活躍関連予算の規模の拡充を図ること。

(多文化共生の地域づくり)

- ・ 地域が持続的に発展するためには、外国人と地域住民がともに生きづらさを感じることなく安心して活躍・共生できる「まち」にすることが重要である。このため、外国人への差別や偏見がなくなるよう、多文化共生の必要性・意義について、日本人を含めた住民がより一層理解を深めるための取組を進めること。また、地方公共団体が行う外国人に対する相談体制の整備・拡充など、在住外国人支援の取組への継続的で十分な財政措置を講じること。帰国子女・外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、医療・保健・福祉における翻訳及び通訳支援、災害時の多言語による情報発信等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

(健康まちづくりの推進)

- ・ 人生100年時代を迎えるにあたっては、いくつになっても誰もが健康で生き生きと暮らすことが大切であるとともに、就職時に若者が健康経営を行っている企業を重視するという結果もあることから、「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方も取り入れながら、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつなげる健康経営に向けた取組を進める必要がある。これらはデータを有効活用するなど、地域ごとに実情に沿ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。
- ・ 健康寿命の延伸・健康格差の縮小のためには、健康的な生活習慣の定着や健(検)診による疾病等の早期発見が不可欠であり、全医療保険者が一丸となった特定健診・がん検診の受診率向上に向けた対策や生活習慣病予備群等の確実な把握及び保健指導などの取組を強化する必要がある。このため、全ての「ひと」が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、健診機関の充実等の受診環境の整備やICTの活用等による保健指導実施方法の見直しなど、保険者の取組を支援する対策を講じること。

(2) 地方部と都市部がともに輝く社会の実現

(地方創生と国土強靱化の連動、防災・減災)

- ・ 今般の感染症拡大が社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識した。
第2期「総合戦略」の推進にあたっては、都市部と地方部が連携・補完し、ともに輝く地方創生につながるような視点で国土強靱化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが重要である。
そのため、地方が、策定・見直しを急ぎ行っている国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、次期「3か年緊急対策」の打ち出しも見据え、必要な予算・財源を安定的に別枠で確保すること。
- ・ 近年の豪雨や地震等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模災害の頻発を踏まえ、これらから国民の生命・財産と地域経済を守り、「ひと」が安心して住み続けられる「まち」をつくるために国と地方が一丸となって実施している「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進し、対策期間完了後も想定される南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や頻発化・激甚化する風水害などの災害時に重要インフラの機能を維持できるように、必要な予算を確保すること。
また、想定される首都直下地震に対応するための首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。
- ・ 平成最悪の水害とも言われる平成30年7月豪雨の記憶が消えない中、昨年も令和元年房総半島台風・東日本台風等がこれに匹敵、あるいは上回るような猛威を振り、全国各地で、長期間にわたる停電等や、河川の氾濫・大規模な浸水等の被害が多発している。被災地の早期復旧と円滑な生活再建を速やかに実現するとともに、次期「3か年緊急対策」の打ち出し等に際しては、堤防強化対策や堤防等の維持管理、送電・配電施設の強靱化等を対象に追加するなど、これらの大規模災害も教訓とした徹底的な対策を講じること。
- ・ 災害時に地域の復旧復興を支える建設業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、民間の建築や設備等に対する投資の落ち込みが予想される中、地域経済に効果の高い公共事業に必要な予算を確保し早期に執行するとともに、民間工事の需要を喚起する措置を講じること。

(関係人口の創出・拡大)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、人や物流の停滞が発生し、経済活動も停滞しつつあるが、ピンチをチャンスに変えたとの視点から、回復期においては、現在、急速に拡大しているテレワークや在宅勤務などの多様な働き方の導入を加速化すること。また、地方と都市部とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをより大きなものにするため、ワーケーションの取組への支援を通じてテレワークなどの都市部での導入成果を、地方での関係人口の創出につなげること。
- ・ 関係人口の増加は、担い手不足など様々な課題を抱える地方にとって有意義だけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大など、都市部の住民にとっても有意義なものである。このため、関係人口の拡大に向け、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化を進めること。また、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて、都市部の人材を地域の中小企業に展開・還流する取組を促進すること。
- ・ 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「総合戦略」に基づき、中央省庁の地方移転の推進等を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の移転を推進すること。また、これらの取組の結果を踏まえ、国において2023年度中に地方創生上の効果、総合的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行うこと。

(人口の移動要因の分析)

- ・ 地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を創りあげ、そこに暮らす一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていくには、人口の移動理由を把握し、分析していく必要がある。国において住民基本台帳を活用した移動人口数が把握されており、移動理由については、全国でも8県が独自に調査を行っているものの、調査方法や調査項目は様々であり、全国的に統一された人口の移動状況調査は実施されていない。
このため、「転入届」「転出届」に「移動理由」等の調査項目を追加できるよう、「住民基本台帳法」の改正など、プライバシーにも配慮したうえで、人の移動に関する全国的な要因分析について、仕組みづくりを検討すること。

(地方創生を支えるインフラ整備)

- ・ 「地方創生回廊」の中核であるリニア中央新幹線については、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげるために、全線開業の1日も早い実現に支障が生じることのないよう、事業の着実な実施に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。
- ・ 高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、高規格幹線道路の暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ等を早期に構築し、社会インフラ等の地域間格差解消に向けて、地方創生の基盤を整えること。また、国土強靱化や道路整備・維持管理等を推進するため、新たな財源を創設すること。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスタースゲームズ2021関西、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第20回アジア競技大会（2026年、愛知・名古屋）など大規模な国際的イベント等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるためのインフラ整備を加速すること。

Ⅲ 地方創生を下支えするための支援

(再掲)

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響は、未曾有のものである。これを克服するためには、リーマン・ショック当時の経済対策と比較し、財政措置の規模が下回ることはあってはならない。

一般の感染症拡大が社会経済活動に与えた影響に鑑みれば、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識した。この是正を図るためには、社会基盤を整え、国土強靱化に取り組み、地域住民の安全・安心を確保することが大前提になる。さらに、将来の新しい成長の“芽”につなげるため、デジタル・トランスフォーメーションの実現を支える情報通信基盤の早急な整備が必須であることから、ハード・ソフトの両面を広く対象とする必要がある。

そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、全都道府県が、地域の実情に応じた事業を都道府県の判断により実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、今後の経済状況や第二波等による感染状況に応じて、機動的かつ効果的な対応が可能となるよう、時期を逸することなく予備費の充当を含め、さらなる増額を行うこと。

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動の低迷が、地方税の大幅な減収を招くことが予想される中、日々感染症対策に取り組む地方は、度重なる大規模災害の対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保するなど、行財政運営に大きな影響が生じ始めている。

第1期に積み上げた地方創生の成果を取り戻すとともに、日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ強い地方創生を実現するため、地方交付税等、恒常的な一般財源の確保はもとより、安定的に第2期を通じて、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を行うこと。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充すること。

(地方創生推進交付金制度の大胆な要件緩和と拡充)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、停滞しつつある地域経済の活性化のため、暫定的な措置として、地方創生推進交付金について、これまで対象ではなかった現地訪問に係る費用の負担軽減や事業に参加する県外居住者への給付など、個人や個別企業に対する給付も対象に含めるような交付金の用途の大胆な柔軟化を図ること。
- ・ 「移住・起業支援金制度」のさらなる活用促進に向け、国による支援金の対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況を踏まえ、さらなる運用の弾力化等を検討すること。
- ・ 新たに設けられた「Society 5.0 枠」については Society 5.0 の実現を加速化するため、採択要件を、横展開タイプと同等とするなど、弾力的で柔軟な運用を図ること。
- ・ 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保することが可能となるよう、事業者への支払時期を見直すなど、運用の改善を図ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟に対応すること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- ・ 地方創生拠点整備交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や地方が必要な総額を当初予算において確保するとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方拠点強化税制の拡充)

- ・ 地方拠点強化税制について、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を支援対象として追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とする措置の拡充など、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。